

# 子どもの権利に関する条例（仮称）

## 素　案

令和7年12月4日現在

富山県厚生部こども家庭室

# 前文（第1段～第5段）

こどもは、一人一人がかけがえのない大切な存在です。

こどもは、周りの人に温かく見守られ、支えられることによって、心身ともに健やかに育ち、失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くことができます。

また、こどもにとって、自分の意見が大切にされる経験は、自己肯定感や自己有用感を高め、主体的に、自分らしく生きていくことにつながります。

我が国は、児童の権利に関する条約を結び、すべてのこどもは大人と同様に権利の主体であり、一切の差別的取扱いを受けないこと、命を守られながら、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう支えられること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを約束しています。

しかしながら、貧困、虐待、いじめ及びヤングケアラー並びにインターネットの利用に関する問題等、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。また、高い共働き世帯率、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家族や地域がこどもを見守り、支える機能が低下し、こどもや保護者の不安感や孤立感が高まっています。

## 【考え方】

●第1段～第3段では、こどもの健やかな成長のあり方について有識者会議の意見を踏まえ指摘した。

※有識者会議での主な意見

- ・こどものことを大人が勝手に決めることがないということを条例の考え方としてほしい。
- ・こどもは他の人からどう思われるかを気にするので、失敗を恐れずにチャレンジできる社会であってほしい。

●第4段では、児童の権利に関する条約に言及し、我が国がこどもの権利を擁護することを国際的に約束していることを示した。

●第5段では、こどもを取り巻く状況が厳しくなっていることを指摘した。

# 前 文（第6段～第7段）

こうしたことから、子どもが安心して成長できる環境が整うよう、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県はもとより、国、市町村、保護者、子どもの学びや育ちに関する施設等関係者、事業者及び県民がそれぞれの立場から又は相互に連携し、困難な状況にある子どもの権利擁護を図ることが不可欠です。また、子どもが権利について学び、様々な支援を受けながら意見を表明し、個性や多様性が尊重され、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援していくかなければいけません。

ここに私たちは、未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。

## 【考え方】

- 第6段から第7段では、社会全体で子どもを支える基盤を築く必要があること、また、そのためには子どもが様々な支援を受けながら意見を表明し、個性や多様性が尊重され、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援していくことが、子どもまんなか社会の実現のために重要であることを明らかにした。
- ウェルビーイングの説明について、富山県成長戦略では、「自分らしく幸せに生きられること」や「収入や健康といった外的的価値だけではなく、精神的にも社会的にも全てが満たされた状態であること」としており、「収入」といったおとなも含めた説明となっている。このため本条例では子ども大綱の表現を採用した。

# 目的（第1条）

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県等の役割及び子どもの支援に関する基本的施策等を定めることにより、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）と相まって、子どもの支援のための施策を総合的に推進し、もって未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（以下「子どもまんなか社会」といいます。）を実現することを目的とします。

【考え方】

- 子どもが大人と同様に権利の主体として権利が守られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活ができる社会（子どもまんなか社会）を実現することを本条例の目的とした。
- 県は、これまでとやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例で子どもの権利や意見の尊重について規定し、さまざまな取組みを行ってきたが、前文第5段のとおり子どもを取り巻く状況が深刻化していることから、子どもまんなか社会の実現という目的を明確にした本条例を制定し、既存条例と相まって子どもの支援のための施策を総合的に推進することとした。

【参考】子ども基本法（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

# 定義（第2条）

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、子どもの支援の対象となる子どもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。

2 この条例において「子どもの支援」とは、子どもの権利擁護に関して行う次に掲げる支援をいいます。

(1) 子どもの健やかな成長に対する支援

(2) 子どもの健やかな成長を支える者（保護者及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者をいいます。以下同じです。）に対する支援

3 この条例において「保護者」とは、こどもを現に監護する者をいいます。

4 この条例において「子どもの学びや育ちに関する施設等関係者」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。以下同じです。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。以下同じです。）その他これらに類する施設等関係者をいいます。

## 【考え方】

●第2条1項の子どもの定義は、こども基本法と同じ定義とした。

●第2条3項の保護者の定義には、養育里親や孫を養育している祖父母が含まれている。

●第2条4項では、こどもにとって保護者に次いで身近な存在として「子どもの学びや育ちに関する施設等関係者」を規定。後段の「その他これらに類する施設等関係者」は、放課後児童クラブ、こども食堂及び放課後子ども教室、放課後等デイサービス、自立援助ホーム、フリースクール、スポーツ指導団体並びに学習塾等を想定。

## 【参考】こども基本法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

# 基本理念（第3条）

(基本理念)

第3条 こどもの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) すべてのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。
- (2) すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

【考え方】

- こども基本法の規定を踏まえ規定。

【参考】こども基本法（抜粋）

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

# 基本理念（第3条）（つづき）

(基本理念)

## 第3条

- (4) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。

【考え方】

- こども基本法の規定を踏まえ規定。

【参考】こども基本法（抜粋）

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

# こどもにとって大切な権利（第4条）

（こどもにとって大切な権利）

第4条 すべてのこどもは、健やかに成長するため、次に掲げる権利が尊重されます。

- (1) 心身ともに健康でいられ、必要な医療、保健、福祉等の支援を受けられること。
- (2) かけがえのない存在として周りの人に温かく見守られ、支えられること。
- (3) 遊び、学び、スポーツ及び文化芸術活動等様々な活動が体験できること。
- (4) 希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かって挑戦できること。
- (5) 自分の成長に役立つ情報を入手することができ、自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら選択できること。

## 【考え方】

●条例の目的である、こどもまんなか社会を実現するために、特に尊重されるべき権利を児童の権利に関する条約、こども基本法及びこども大綱のほか、有識者会議や子どもの意見等を踏まえ規定した。

## ※4条全体に関する意見

- ・こどもは権利の主体として何ができるのか、またどのような支援を受けることができるのかという視点で規定すべき。（有識者会議委員の意見）

## ※4条1項4号に関する意見

- ・夢ばかり言わないでほしい。「好きなこと」や「やってみたいこと」という表現にできないか。（小学生の意見）
- ・「好きなこと」は現在のことを示し、「夢」は将来のことを示しているように感じるため、「好きなことや夢に向かって挑戦できること。」などとしてはどうか。（有識者会議委員の意見）

## ※4条1項5号に関する意見

- ・自分のことは自分で決める権利がもっと尊重されることが大切。（中学生の意見）
- ・ネットなどにいろいろなことが書いてあるが、正しい知識を得ることが大切。そのうえで自分で将来を選択したい。（高校生の意見）

# こどもにとって大切な権利（第4条）（つづき）

（こどもにとって大切な権利）

## 第4条

- (6) 自分の意見をもつための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること。
- (7) 不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援が受けられること。
- (8) 虐待、いじめ等困難な状況から心身が守られ、差別的取扱いや不利益を受けたり、孤立したりすることなく、安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができること。
- 2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。
- 3 こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努めなければなりません。

### 【考え方】

#### ※4条1項6号に関する意見

- ・こどものことを大人だけで決めるのではなく、こども自身に決めさせたり、大人がこどもと一緒に考えたりしてほしい。（児童養護施設入所者の意見）

#### ※4条2項に関する意見

- ・自分の意見を他人に押し付けるのではなく、互いの意見を尊重しあうことが大切。（こども県政モニターの意見）

#### ※4条3項に関する意見

- ・相談に行けないこどももいるので、困っている様子に気づいてほしい。（児童養護施設入所者の意見）
- ・大人が普段からこどもの気持ちに关心を持ち優しく声をかけてくれることや、大人がこどもの意見を否定せずにしっかりと受け止める姿勢をもつことが大切。（小学生の意見）

# 県の役割等（第5条～第6条）

## (県の役割)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子どもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的な子どもの支援のための取組を尊重しつつ、子どもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

## (保護者等の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが自立した個人として健やかに成長することについて第一義的責任を有することを認識しつつ、子どもを見守り支えるものとします。

2 県及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、保護者とともに、子どもが自立した個人として健やかに成長するよう見守り支えるものとします。

## 【考え方】

- 5条では、前文6段の趣旨（県はもとより、国、市町村、保護者、（中略）及び県民が相互に連携し、社会全体で子どもを支える基盤を築く必要があること）を踏まえて県の役割を規定した。
- 6条では、保護者等の役割を規定した。2項は「保護者とともに責任を負う者の規定を設けるべき」（有識者会議委員の意見）を踏まえて規定した。

# 子どもの学びや育ちに関する施設等関係者の役割等（第7条～第9条）

## （子どもの学びや育ちに関する施設等関係者の役割）

第7条　子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設その他子どもの居場所における安全を確保するとともに、子どもが安心して学び育つことができる環境づくりに努めるものとします。

## （事業者の役割）

第8条　事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者がその子どもに接する時間を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

## （県民の役割）

第9条　県民は、基本理念について理解を深め、子どもの支援のための施策について関心を高めるとともに、県及び市町村が実施する子どもの支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

### 【考え方】

- 7条から9条では、子どもの学びや育ちに関する施設等関係者、事業者、県民の役割についてそれぞれ規定した。

# こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援に関する基本的施策（第10条～第11条）

(市町村との連携)

第10条 県は、子どもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもの支援のための施策に協力するものとします。

(子どもの権利に関する普及啓発及び気運の醸成)

第11条 県は、この条例、児童の権利に関する条約及び子ども基本法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて子どもを含めた県民に普及啓発を図り、その理解を得るよう努めるものとします。

2 県は、前項の広報活動等を行うに当たり、市町村及び子どもの健やかな成長を支える者に協力を求め、気運の醸成を図るものとします。

【考え方】

- 10条では、子どもの支援のための施策に関する市町村との連携について規定した。
- 11条1項では、子どもの権利に関する普及啓発及び気運の醸成について規定した。普及啓発活動は、広報活動に限らない（例えば県の計画や施策に対する意見聴取も含まれる）ことから、「広報活動等」とした。また2項では広報活動等を行うに当たり、市町村や子どもの健やかな成長を支える者に協力を求め、気運醸成を図ることを規定した。

# こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援に関する基本的施策（第12条～第13条）

(子どもの居場所づくりの促進及び様々な体験活動の機会の確保)

第12条 県は、誰一人取り残さずすべての子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを促進するとともに、その希望や意欲に応じて、遊びや学び、スポーツ及び文化芸術活動等様々な体験活動に接する機会を得ることができるよう支援するものとします。

(子どもの学びや育ちに関する施設等関係者と連携協力した切れ目のない支援)

第13条 県及び子どもの学びや育ちに関する施設等関係者は、子どもの健やかな成長に対する支援が、その心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるよう、相互に連携し協力して取り組むものとします。

## 【考え方】

- 12条では、子どもを取り巻く状況が厳しいことを踏まえ、子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりの促進やさまざまな体験活動の機会が等しく与えられることが重要であることから、本条のとおり規定した。
- 13条では、入学・卒業や転校など、子どもの置かれている環境が変わっても必要な支援が切れ目なく行われることが特に重要であることから、県と子どもの学びや育ちに関する施設等関係者が相互に連携し協力して取り組むことを規定した。

## ※13条に関する意見

- ・中学校を卒業してどこにも属しておらず権利が守られていない子どもが一定数いる。こうした子どもたちにどのように対応するかが大事。（有識者会議委員の意見）

# こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援に関する基本的施策（第14条～第15条）

## (相談支援体制の充実)

第14条 こども又は保護者その他こどもに関わる者は、子どもの健やかな成長に関して関係機関及び関係団体に相談することができます。

2 県は、貧困、虐待、いじめ及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められること並びにインターネットの利用に関する問題等、不安や悩みを抱える子どもが安心して適切な助言や支援を受けることができるよう相談体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。

## (こども等からの意見聴取及び施策への反映)

第15条 県は、子どもの支援を実施するための計画又は子どもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて、こども等の幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

2 前項の意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にある子どもの意見も聴取するものとします。

### 【考え方】

●14条1項では、こどもは支援が必要でも支援の情報を知らない場合や支援が必要なことを自覚できない場合等があることから、そうしたこどもに必要な支援を届けられるよう、こどもをはじめ、こどもに関わる県民が関係機関及び関係団体に相談できることを規定した。また、2項では、県は不安や悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の充実を図ることを規定した。

●15条では、子どもの支援に関する県政の基本的計画や条例等の施策に対して、計画や施策の目的等に応じて、こども等（こども、保護者やそれ以外の関係者をいう。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定した。

### ※15条に関する意見

- ・意見がどこに伝えられ、どのように判断され、どのように反映されたのかが明確にされることが大切。（中学生の意見）

# こどもまんなか社会を実現するための子どもの支援に関する基本的施策（第16条～第17条）

(子どもの視点に立った情報提供等)

第16条 県及び子どもの健やかな成長を支える者は、子どもがその健やかな成長のために必要な知識を得ることができるように、子どもの視点に立って分かりやすく情報を提供するとともに、子どもが理解を深められるよう学ぶ機会の提供に努めるものとします。

(子どもが意見表明しやすい環境づくり)

第17条 県及び子どもの健やかな成長を支える者は、子どもの年齢や発達の程度に応じた意見を言いやすい環境づくりに努めるものとします。

## 【考え方】

- 16条では、子どもの視点に立った情報提供等について規定した。
- 17条では、子どもが意見を表明しやすい環境づくりについて規定した。

## ※17条に関する子どもの意見

- ・学校で嫌なことがあったときに、大人が忙しそうにしていたら声をかけづらく、相談できない。（小学生の意見）
- ・大人が傾いて話を聞いてくれたり、目線を合わせてじっと待ってくれると「話してもいいんだ」と安心できる。（小学生の意見）
- ・夢について話したときに、頭ごなしに否定するのではなく、まずは肯定してほしい。（中学生の意見）
- ・子どもから大人に声をかけることは勇気がいるので、大人から子どもへの声掛けがあれば自分の意見・気持ちを伝えやすいと思う。  
また、相談しても否定されない、子どもの心が守られる環境づくりも大切だと思う。（中学生の意見）

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第18条）

（子ども支援委員会）

第18条　子どもの悩みの解決に向けた支援を行う機関として、富山県子ども支援委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、次条第2項に規定する知事の求めに応じて、次に掲げられた職務を行います。
  - (1) 子どもの置かれている状況の改善のため、子どもと次条第1項の申立てに關係する者（以下「關係者」といいます。）との調整を行うこと。
  - (2) 次条第1項の申立てに関して知事に対し意見を述べること（以下「意見表明」といいます。）。
  - (3) 第1号に規定する調整のため必要な調査を行うこと。
- 3 委員会は、知事の求めに応じて、子どもの権利擁護に関する県が行う普及啓発活動について意見を述べることができます。
- 4 委員会は、公平かつ適正にその職務を行い、子どもの気持ちを尊重し、その最善の利益を考慮して職務を行うものとします。

## 【考え方】

- 18条1項から4項では、子どもの悩みの解決に向けた支援を行う機関として富山県子ども支援委員会を設置すること及びその職務について規定した。
- 職務としては、調査、調整、意見表明、県の普及啓発活動への助言があり、その職務について公平かつ適正に行うことや、子どもの気持ちの尊重や最善の利益を考慮することを規定した。

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第18条）（つづき）

（子ども支援委員会）

## 第18条

- 5 委員会は、委員5人以内で組織します。
- 6 委員は、子どもの権利擁護に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命します。
- 7 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 委員は、再任されることを妨げられません。
- 9 委員会に専門の事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員を置くことができます。
- 10 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 11 この章に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 【考え方】

- 18条5項から11項では、富山県子ども支援委員会の組織、委員の資質、任期、秘密保持等について規定した。

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第19条）

(調整等の申立て)

第19条　子ども又は保護者は、子どもの健やかな成長に関して富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）第133条に規定する子ども相談センターに相談してもなおその子どもの置かれている状況が改善しないときは、知事に対し、当該事案を解決するための調整及び調整に必要な調査（以下「調整等」といいます。）の申立てをすることができます。

2 知事は、前項の規定による申立てに係る事項についての調整等を委員会に求めるものとします。

## 【考え方】

- 1項では、子ども総合サポートプラザ（子ども相談センター）に相談してもなお子どもの置かれている状況が改善しない場合に、知事に対し、調整等の申立てをすることができることを規定し、2項では申立てを受けた知事は調整等を委員会に求めるなどを規定した。

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第20条）

## （調整等の実施）

第20条 委員会は、前条第2項の求めがあった場合には、当該申立てに係る事案について調整等を行うものとします。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決により確定した権利関係又は執行機関の附属機関等が認定した事実関係に関する事案であるとき。
  - (2) 裁判所において係争中の事案又は執行機関の附属機関等において審議中の事実関係に関する事案であるとき。
  - (3) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものであるとき。
- 2 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出及び説明を求めるすることができます。
- 3 委員会は、第18条第2項第1号に規定する調整又は同項第3号に規定する調査のため、関係機関及び関係団体に協力を求めることができます。
- 4 委員会は、申立てに係る事案が解決したときはその結果を、第1項ただし書の規定により調整等を行わなかったときは、その旨を理由をして、知事に報告するものとします。
- 5 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。

## 【考え方】

- 1項では、委員会は、知事からの調整等の求めに応じて、当該事案について調査を行うことを規定した。併せて例外的に調査しない場合があることも規定した。
- 2項では、委員会は調査において資料提出及び説明を求めることができることを規定し、3項では、関係機関及び関係団体に調査に対する協力を求めることができることを規定した。
- 4項及び5項では、申立て事案に係る結果通知について規定した。

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第21条～第22条）

(調整等の中止)

第21条 委員会は、調整等を開始した後においても、前条第1項ただし書に該当することとなったときは、調整等を中止することができます。

- 2 委員会は、調整等を中止したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。

(申立てに関する意見表明)

第22条 委員会は、申立てに係る事案が解決した場合において、法令に基づく救済制度が存するときを除き、子どもの権利擁護又は相談支援体制の充実のため、知事に対し、必要な措置を講じるよう意見表明をすることができます。

- 2 知事は、前項の規定による意見表明を受けたときは、これを尊重しなければいけません。
- 3 知事は、第1項の規定により意見表明があったときは、その措置状況について委員会に対し報告するものとします。
- 4 知事は、第1項の規定により意見表明があったとき又は前項の報告をしたときは、速やかにその内容を申立てをした者及び関係者に通知するものとします。

## 【考え方】

- 21条では、申立て後に調整等を行わない事由（20条1項ただし書参照）が生じた場合に調整等を中止できることを規定した。
- 22条では、調整が成立した場合に、再発防止の観点から、委員会は、知事に対し制度又は運用の改善を求める意見表明をできると規定した。
- 意見表明は、実効性の観点から、法令に基づく救済制度が存する場合を除き、知事が必要な措置を講じることができる事案のみを対象とした。

# 子どもの悩みの解決に向けた支援等（第23条～第24条）

(調整等の終了)

第23条 委員会は、調整等を尽くしても事案の解決が見込めないときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。

2 委員会は、前項の規定により調整等を終了したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに申立てを行った者及び関係者に通知するものとします。

(活動状況の公表)

第24条 委員会は、その活動状況について、毎年度1回、公表するものとします。

## 【考え方】

- 23条では、委員会は、調整等を尽くしても事案の解決が見込めない場合に、出席委員全員の一致により調整等を終了することができることを規定した。
- 24条では、委員会は、その活動状況について毎年度1回公表することを規定した。

# 附則（施行期日）

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第18条から第24条までの規定は、同年10月1日から施行します。

### 【考え方】

●委員会（第18条から第24条関係）に関しては、同年10月1日施行とすることを規定した（別途合わせて、委員会の組織及び運営に関する規則（第18条第11項関係）も同年10月1日施行で作成予定。）。

# こども支援委員会に係る業務フロー（イメージ）

